

# 新型コロナウイルス感染症ガイドライン

本ガイドラインは当社において、新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染者の対応、感染者が発生した場合の対応について示したものである。対象者は当社の全従業員である。

- ・食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。
- ・新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は飛沫感染と接触感染であると考えられます。
- ・体調管理やこまめな手洗い・手指の消毒、マスク・咳エチケットなどを実施すれば心配する必要はありません。
- ・一般的な衛生管理が実施されていれば感染者が発生した施設等において営業停止や食品廃棄などの対応は必要なくなることもあります。

## ○店舗にお願い事

- ・出勤時の体温測定・体温を記録し、手洗い・喉のうがいを実施すること。
- ・入社後に体温を測り、37.5℃以上の場合は管理責任者に報告し指示を通りにすること。
- ・発熱などの症状の報告があった場合は管理責任者の判断の元、自宅待機を要請し上司に報告すること。
- ・手洗い・消毒・は作業等に入るたびに実施してもらうようにする。
- ・外出先から店舗に戻った際には手洗い・消毒を行うこと。
- ・物理的に手が汚れていない場合は手洗いに代えてアルコール消毒を行ってもよい。
- ・手洗い後にアルコール消毒を行う必要は無い。
- ・不特定多数が触れるようなところは定期的に消毒すること。
- ・通常の定期クリンネスは必ず実施すること。
- ・咳エチケットは守らせる。
- ・店内は加湿器（次亜塩素酸ナトリウム入り）を作動させる。必要に応じて換気を行うこと。
- ・業務中のマスク着用は管理責任者の判断に委ねるが、マスクは白色・水色の使い捨てマスクを使用し、毎日取り替えること。店舗内で着用する場合は必ず全員着用すること。
- ・お客様・業者などの社外の方にも手指の消毒をお願いする。

## ○個人にお願い事

- ・起床時に体温を測り、37.5℃以上の場合や著しい咳や咽頭痛などの風邪の症状がある場合は自宅待機となり入社しない。管理責任者に連絡し、自宅静養する。
- ・体調の回復もしくは医師による通勤許可がある場合、管理責任者の許可を得た上で入社。
- ・入社後に手洗い・うがいを行う。業務中は作業等に入るたびに手洗い・消毒とこまめに喉のうがいを実施すること。
- ・入社後に体温を測り記録をつけること。その際に、入社後に体温を測り37.5℃以上の場合は管理責任者に報告し指示を受けること。
- ・咳・くしゃみ等はエチケットを守ること。
- ・店舗内でマスク着用は管理責任者の指示のもとに着用すること。
- ・店舗外で不特定多数が集まる場所では、できる限りマスクを着用すること。
- ・マスクを着用しない場合は、できる限り2メートルを目安に、距離を保つこと。
- ・店舗内の定期的なクリンネス清掃・消毒は怠らないこと。
- ・来店者である、お客様・業者様にも消毒をお願いすること。

## ○スタッフで感染疑いが発生した時

### 【本人の対応】

- ・体調不良の場合は管理責任者に報告し通勤、外出せず、自宅静養すること。
- ・体調不良が続く場合は通院すること。必ず管理責任者と定期連絡をすること。
- ・体調不良が4日以上続く場合、帰国者・接触者相談センター(保健所)に相談する。
- ・強い怠さや息苦しさがある場合、持病がある場合、50歳以上の場合は速やかに相談する。
- ・自宅静養中も手洗い、うがいなどの感染予防対策を行う。
- ・自宅静養中のスタッフは毎朝、体調について管理責任者に報告する。

### 【店舗の対応】

- ・管理責任者は必ず静養状況を上司へ報告する。
- ・管理責任者は療養中のスタッフとは定期的に連絡を取ることを（特に一人暮らしスタッフ）。
- ・感染者疑いが1名の時点で保健所への相談は不要。
- ・管理責任者は他のスタッフの健康管理についてこれまで以上に努める。

## ○スタッフが感染した時

### 【本人の対応】

- ・感染が陽性の場合は速やかに管理責任者に出来る限り細かく報告する。
- ・保健所の指示に基づき入院、外来通院、自宅静養を行う。
- ・職場復帰は保健所、主治医の意見に基づく。

### 【店舗の対応】

- ・感染者を就業禁止とする。
- ・管理責任者は速やかに上司に感染ルート・症状・状況を細かく報告する。
- ・店舗を所轄する保健所に報告する。
- ・保健所の指示に基づいて、店舗内・会社内・関係者の濃厚接触者を定め、濃厚接触者の自宅静養を要請し、他従業員に周知させること。
- ・保健所の指示に基づいて、店舗内の消毒等を行うこと。
- ・店舗の継続、報道機関への対応について、社長、保健所、感染者の主治医の意見に基づいて決定する。

## ○スタッフの同居家族・身近な人が感染した時

### 【本人の対応】

- ・管理責任者に感染者との関係を報告する。
- ・保健所の指示に基づき自宅静養を行う。
- ・職場復帰は保健所、主治医の意見に基づく。
- ・基本的に本人が感染者となった時の対応と大きく変わらない。

### 【店舗の対応】

- ・保健所から自宅静養を求められた場合は自宅静養とする。
- ・管理責任者は上司に関係性・感染ルート・症状・状況を細かく報告する。
- ・基本的にスタッフが感染者となった時の対応と大きく変わらない。

D's グループ

株式会社ダイエー商事

有限会社ディーアイエス